

公 告 4 号
令和 6 年 4 月 16 日

被 保 険 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷 浦 稔

組合規約一部変更の件

当組合規約の一部を下記のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第3条第2項および組合規約第52条の規定により公告します。 了

記

1. 「三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社エンジニアリング事業部 神奈川県横浜市」を「三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社 神奈川県横浜市」に改める。

附 則

(施行期日)

この規約は令和6年4月1日から施行する。

以 上